

家主及び不動産会社ご担当者 様

愛媛大学学生国際交流協力事業会(AINECS)事務局

留学生の賃貸借契約について

平素より、愛媛大学留学生の賃貸借契約に関して深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本事業会では、愛媛大学で学ぶ留学生が民間アパート等を借りる場合、本事業会理事が連帯保証人となる制度を設けております。

この制度では、通常の連帯保証人とは補償範囲が異なり、（公財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅補償」制度の補償範囲内での責務を連帯保証人が負うこととなっております。

賃貸借契約にあたり、御社契約書の特約事項へ「各条項にかかわらず連帯保証人については別紙「連帯保証契約書」の条項に従う」旨追記いただきますようお願いいたします。また、別紙連帯保証契約書3通をご確認の上、署名、押印いただき、1通は御社契約書に差し込んだ上で、保管をお願いいたします。1通は賃貸借本人にお渡しいただき、1通は御社契約書の写しと共に本事業会までご返送いただきますようお願いいたします。

今後、本事業会理事が連帯保証人として賃貸借契約を締結する際は、上記手順で連帯保証契約を締結させていただきますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見、ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】〒790-8577

愛媛県松山市文京町3番

愛媛大学国際連携支援部国際連携課内

AINECS 事務局 好永・村上

TEL:089-927-8105 FAX:089-927-8967

E-mail:kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp